

2026年4月1日

新設分割にかかる事後開示書類
(会社法第811条第1項第1号および会社法施行規則第209条に基づく書類)

東京都港区芝浦一丁目2番3号シーバンスS館13階
株式会社広済堂ホールディングス
代表取締役 常盤 誠

東京都港区芝浦一丁目2番3号シーバンスS館13階
株式会社広済堂ライフパートナーズ
代表取締役 山口 辰一

株式会社広済堂ホールディングス（以下「当社」といいます。）は、2026年2月27日付会社分割計画書に基づき、2026年4月1日をもって、当社が行う葬祭事業及びその関連事業並びに葬祭事業及びこの関連事業を営む会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理する事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社広済堂ライフパートナーズ（以下「新会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本分割」といいます。）を行いました。

当社が、会社法第811条第1項第1号および会社法施行規則第209条の定めるところにより開示すべき事項は以下のとおりです。

記

- 本分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1項）
2026年4月1日
- 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第209条第2号）
本分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当し、新設分割計画について株主総会の承認を要しないため、会社法第805条の2但書の規定により、同条に基づく差止請求は不要とされています。なお、本分割に関して、実際に会社法第805条の2に基づく差止請求はなされておらず、当社において当該請求に係る手続は実施しておりません。

3. 会社法第 806 条及び第 808 条の規定並びに第 810 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 209 条第 3 号）

(1) 反対株主の株式買取請求手続

本分割は、会社法第 805 条に基づく簡易新設分割に該当し、同法第 806 条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は、実施していません。

(2) 新株予約権買取請求手続

本分割において、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権は、ありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施していません。

(3) 債権者異議手続

本分割において、当社から新会社に承継される債務はありませんが、当社は会社分割計画書の定めにより併存的に債務を引き受ける旨を定めており、当社が当該債務について弁済の責任を負います。このため、会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項に定める債権者異議手続は実施していません。

4. 本分割により新会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 209 条第 4 号）

新会社は、2026 年 4 月 1 日をもって、新設分割計画書に記載された、当社が営む葬祭事業及びその関連事業並びに葬祭事業及びこの関連事業を営む会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理する事業に付随する資産、その他の権利義務を承継しました。

5. その他本分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）

該当する事項はありません。

以上

(別紙)

会社分割計画書

株式会社広済堂ホールディングス（以下「当社」という。）は、当社の事業の一部を新たに設立する株式会社広済堂ライフパートナーズ（以下「新設会社」という。）に承継させるために会社分割を行うこととし、次のとおりその分割計画の内容を定める。

1. 会社分割の方法

当社は、会社法に定める新設分割の方法により、当社の下記の事業（以下「対象事業」という。）に関して有する権利義務を新設会社に承継させるため、会社分割を行う。

記

当社が行う葬祭事業及びその関連事業並びに葬祭事業及びこの関連事業を営む会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理する事業。

2. 新設会社の定款

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、別紙1の新設会社の定款記載のとおりとする。

3. 新設会社が分割に際して発行する株式

新設会社は、会社分割に際して、当社に対し普通株1,000株を交付する。

4. 設立時資本金及び準備金の額等

新設会社の設立時資本金及び準備金の額等は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 金50,000,000円
- (2) 準備金の額 金50,000,000円
- (3) 剰余金の額 承継する資産の総額から、資本金及び準備金を減じた額

5. 新設会社が当社から承継する権利義務

新設会社は、後記6の分割期日において、別紙2「承継権利義務明細書」記載の資産、負債及び権利義務を当社から承継する。なお、当社は、新設会社が承継する一切の債務につき併存的債務引受けする。

6. 分割期日

分割をなすべき時期（以下「分割期日」という。）は、2026年4月1日とする。
ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、当社の取締役会決議によりこれを変更することができる。

7. 新設会社の設立時取締役及び設立時監査役

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

【設立時取締役】

設立時取締役 山口 辰一

設立時取締役 井面 佳威

設立時取締役 佐藤 文昭

設立時取締役 志岐 崇

【設立時監査役】

設立時監査役 小嶋 裕史

8. 条件の変更

分割期日までに、天災地変その他の事由により、当社の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、当社の取締役会決議により、分割条件を変更し、又は計画を中止することができる。

9. 規定外事項

本計画に定めるもののほか、会社分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、当社の取締役会がこれを定める。

2026年2月27日

東京都港区芝浦一丁目2番3号シーバンスS館13階
株式会社広済堂ホールディングス
代表取締役 常盤 誠

株式会社広濟堂ライフパートナーズ

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社広濟堂ライフパートナーズと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号に記載する業務を営むこと並びに下記の事業及びこの関連事業を営む国内の会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

1. 各種企業・団体などに対する業務改革活動の支援及びコンサルティング
2. M&Aに関する企画立案支援・調査活動及び各種企業・団体への投資活動
3. ライフスタイル、資産運用、終活に関する情報提供サービス及びコンサルティング
4. 組版、製版、印刷、製本及びこれらに関連する各種加工並びにその製品の販売、梱包、発送
5. コンピュータに関する各種ソフトウェア並びにデジタルコンテンツの開発、作成、販売及び開発受託
6. コンピュータ機器及びコンピュータ関連機器の貸与並びに販売
7. 情報技術による情報処理サービス業及び情報提供サービス業
8. インターネットその他の媒体を活用した通信販売事業
9. インターネット等のネットワークを利用した商品売買・システムの設計開発、決済、運用及び販売
10. 催事等の企画、運営管理及びこれらに関連する展示、内装、外装、電気装飾、建築の設計、施工並びに関連製品の展示販売
11. 映画、テレビ、DVD、インターネット等における各種映像ソフトの企画、編集、制作及びその製品の販売
12. 企業内教育・研修・セミナー等あらゆる人材教育に関する企画、運営
13. 求人求職に関する各種媒体・サービスの企画、開発、運用
14. 広報・宣伝・販売促進を目的とする情報及び媒体の企画、編集、運営並びにその製品の販売
15. 環境改善及び環境保全に関する技術の開発及び製品の販売
16. 絵画・美術工芸品の売買及び賃貸

17. 出版事業
18. 広告代理業
19. 冠婚葬祭業に関する一切の業務
20. 各種祭祀の企画及び請負、葬祭に係る物品の販売及び賃貸
21. 霊園及び相続等に付随する業者の斡旋
22. 斎場の経営及び運営
23. 納骨堂の賃貸及び管理
24. 損害保険代理業、少額短期保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務及び締結の媒介に関する業務
25. 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び軽貨物自動車運送事業
26. 労働者派遣事業法に基づく一般及び特定労働者派遣事業
27. 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
28. 旅館業法による旅館業
29. 古物営業法による古物商
30. 貿易及び輸入代行業務
31. 不動産の売買、斡旋、仲介、賃貸及び管理
32. 飲食店の経営
33. 上記各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、10000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の割当を受ける権利)

第9条 当会社は、当社が発行する株式又は処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときにおいて、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議によって定めることができる。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式の名義書換、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告をして臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。

3 株主総会を招集するには、株主総会の日日の1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第13条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ずに開くことができる。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。取締役全員に事故もしくは支障があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第16条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、当該事項につき議決権を行使することができる全ての株主が、書面又は電磁的記録によって当該提案に同意した時は、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第17条 株主総会において、株主またはその法定代理人が、代理人をもって議決権を行使しようとする場合は、当会社の議決権を有する株主に委任しなければならない。この場合、株主又は代理人は当会社に対して株主総会ごとに代理権を証する書面等を提出することを要する。

2 株主は前項の代理権を2人以上の者に代理させてはならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席取締役が

記名押印又は署名（電子署名を含む）して株主総会の日から10年間本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

（員数）

第19条 当社の取締役は、3名以上とする。

（取締役の選任及び解任の方法）

第20条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

3 取締役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の決議をもって行う。

（取締役の任期）

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員により選任した取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役1名を選定する。

2 代表取締役は、代表取締役社長として会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は必要に応じて、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

（業務執行）

第23条 代表取締役社長は、当社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、代表取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

2 代表取締役社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が代表取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会は代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

2 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、又は全員の同意があるときは省略をすることができるものとする。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 取締役会の決議の目的たる事項について、取締役から提案があった場合において、当該事項につき議決に加わることができる全ての取締役が、書面又は電磁的記録によって当該提案に同意した時は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時は、この限りではない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印又は署名（電子署名を含む。）し、これを本店に10年間備え置くものとする。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による

第5章 監査役

(監査役の数)

第30条 当社の監査役は、1名とする。

(監査役の選任及び解任)

第31条 当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の決議をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(監査役の報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第35条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に行う。

(除斥期間)

第36条 剰余金の配当が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

2 未払いの配当金には利息をつけない。

第7章 附則

(最初の設立時取締役)

第37条 定款第20条(取締役の選任)の規定にかかわらず、当社の設立時取締役は次のとおりとする。

設立時取締役 山口 辰一

設立時取締役 井面 佳威

設立時取締役 佐藤 文昭

設立時取締役 志岐 崇

(最初の設立時監査役)

第38条 定款第31条(監査役の選任及び解任)の規定にかかわらず、当社の設立時監査役は次のとおりとする。

設立時監査役 小嶋 裕史

(最初の本店所在地)

第39条 当社の最初の本店所在地は、東京都港区芝浦一丁目2番3号シーバンスS館13階とする。

(有効期間)

第40条 本附則(定款第37条から本条)の各規定は、当社設立後最初の定時株主総会終結の時まで有効とし、同定時株主総会終結の時をもって、本定款から削除する。

別紙2

承継権利義務明細書

株式会社広済堂ライフパートナーズ（以下「新設会社」という。）は、本新設分割により当社から、会社分割計画書第1項で定める当社の対象事業（以下「対象事業」という。）に属する資産、負債その他これに付随する権利義務の承継を行うが、その内訳は下記のとおりとする。

なお、対象資産及び対象負債の評価は、2025年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割期日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務を分割期日に、新設会社に承継する。

1. 承継する資産及び負債

(1) 資産

現 金：100,000,000 円

株 式：2,509,333,312 円

(内訳)

株式会社広済堂ライフウェル株式：90,000,001 円

株式会社横濱聖苑株式：2,116,333,310 円

株式会社セレモライフ株式：303,000,001 円

(2) 負債

0 円

2. 承継する権利義務

対象事業に関連する契約及び雇用契約、その他一切の権利義務は承継の対象としないものとする。

以上